

3 主任者登録変更の申請

(1) 主任者登録変更の申請の概要

主任者は、以下の貸金業務取扱主任者登録簿の記載事項に変更があった場合、遅滞なく「登録変更申請書」により申請を行い、登録の変更を行わなければなりません。

氏名又は旧氏・併記の記載

住所

本籍(日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍等)

貸金業者の商号または名称

※氏名変更の場合は必ずフリガナも明記してください。

【現在登録講習の受講申込をされている方へ】

主任者登録に係る住所を変更した場合でも、講習の受講申込に係る住所は変更されません。

受講申込に係る住所変更が必要な場合は、別途「受講申込の変更手続き」を行ってください。

「受講申込の変更手続き」の詳細については「講習受講要領」をご確認ください。

◆変更の申請がない場合、協会(資格試験センター)から「主任者登録更新のご案内」等の書類を受取ることができなくなる恐れがありますので、変更があった場合は必ず変更の申請を行ってください。

※当該案内の発送処理の関係上、住所変更の申請を行っても、変更が反映されない場合があります。

(2) 申請の種類

居所の新規登録および変更は **37P** 参照

氏名又は旧氏・併記の記載を含まない変更の場合は、郵送申請とインターネット申請ともに利用できます。それ以外は郵送申請のみとなります。申請事項を確認のうえ、申請方法を決定してください。

インターネット申請

24時間受付をしており、申請に係る添付書類が不要で、申請書類の郵送費用もかかりません。インターネット申請を行うには、事前に「マイページ」登録が必要です。

(3) 郵送申請

30P 「マイページの登録」参照

①申請書類の準備:登録変更申請書(綴込書式)に必要な事項を記入、**署名**しご準備ください。(下記記入例を参照)申請の内容により申請に必要な添付書類をご準備ください。

申請の内容		申請者	申請書類	添付書類(発行日から3ヶ月以内のもの)
氏名の記載の変更 ※旧氏併記の記載		主任者本人	登録変更申請書 (綴込書式)	戸籍抄本または旧氏の記載のある住民票の抄本 (変更前と変更後の氏名が記載されているものに限りです。) ※旧氏併記を希望される場合、必ず住民票の旧氏欄に旧氏の記載のある住民票の抄本を添付してください。
氏名の記載を 含まない変更	住所・本籍地 の変更			住所変更の場合は住民票、本籍地変更の場合は戸籍抄本 または本籍地の記載のある住民票
	貸金業者の変更			不要

記入例

日付(申請日)記入、
署名(記名不可)

現住所、登録番号、
登録年月日を記入

令和 5 年 8 月 1 日

日本貸金業協会会長 殿

氏 名 日本 太郎

生年月日 昭和 50 年 4 月 1 日生

住 所 大阪府大阪市平野区矢吹町 3-2-1
ハイライフ 501

登録番号 (K O I 2 3 4 5 6 7 8)

登録年月日 令和 5 年 5 月 10 日

登録変更申請書

貸金業法第24条の25第4項の登録事項に下記のとおり変更がありましたので申請します。

登録事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

氏名を変更、又は旧氏及び名の併記の記載を変更される場合は、フリガナを併記してください。
法第24条の26第1項の登録申請書又は法第24条の28の規定による申請書に旧氏及び名を併せて記載した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を申請するまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書きで併記し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができます。

日中連絡先
電話番号 090-1234-5678

平日の日中に連絡
が取れる電話番号
を記入ください。

①氏名に変更があった場合

登録事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
氏名	カシキン ハナコ 貸金 花子	キョウカイ ハナコ 協会 花子	令和5年7月20日	

※フリガナを併記してください。

②旧氏及び名の併記の記載を追加する場合

登録事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
旧氏及び名の併記		旧氏	令和5年7月20日	

③旧氏及び名の併記の記載を削除する場合

登録事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
旧氏及び名の併記	旧氏		令和5年7月20日	

④住所に変更があった場合

登録事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
住所	東京都練馬区大倉3-2-1 ダイヤージュ302	大阪府大阪市平野区矢吹町3-2-1 ハイライフ501	令和5年7月20日	

⑤本籍に変更があった場合

登録事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
本籍	静岡県静岡市葵区 小袋1-2-3	大阪府大阪市平野区矢吹町3-2-1 ハイライフ501	令和5年7月20日	

⑥従事する貸金業者に変更があった場合

登録事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
貸金業者	貸金ファイナンス 株式会社 東京都知事(3)第 98765号	貸金商事株式会社 埼玉県知事(1)第 87654号	令和5年7月15日	変更前後の貸金業 者および貸金業 者登録番号を 記入してください。 貸金業者以外への変更や 退職の場合は、変更後 を「-」と記入してください。

⑦複数の事項に変更があった場合(例は、住所と貸金業者に変更があった場合)

登録事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
住所	東京都練馬区大倉3-2-1 ダイヤージュ302	大阪府大阪市平野区矢吹町3-2-1 ハイライフ501	令和5年7月20日	
貸金業者	貸金ファイナンス 株式会社 東京都知事(3)第 98765号	貸金商事株式会社 埼玉県知事(1)第 87654号	令和5年7月15日	1枚の登録変更申 請書に変更事項を すべて記入してく ださい。

- ②申請方法：各自で封筒を用意し、表面に「登録変更申請書在中」と朱書きで明記し、申請書類を下記申請受付窓口宛に送付してください。

申請の窓口が、登録申請時とは異なりますのでご注意ください。

申請交付窓口住所：〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル

日本貸金業協会 資格試験センター 登録事務課

※申請書類未着については、当協会では一切責任を負えません。申請者本人が後日直接郵便局に事実確認できるよう、必ず簡易書留で郵送してください。

※協会本部および支部への持参は一切受けいたしません。

※必要書類の不備や、所定の記入方法および提出方法と異なる場合は、申請を受理できませんので、ご注意ください。特に、署名漏れにはご注意ください。

不備事項があった場合は、補正事項を指摘の上、必要書類を再提出していただきます。不備の補正に必要な期間が、3週間を超える場合は、申請を取消し、申請書類を返送（郵送にかかる費用は申請者負担）いたします。

※退職等により貸金業者名を削除する場合は、退職後に申請ねがいます。

- ③貸金業務取扱主任者登録簿に変更がなされると、変更事項が記載された「登録変更通知」を主任者の登録している住所宛（居所を登録している方は居所宛）に、発送いたします。

(4) インターネット申請

インターネット申請は、氏名又は旧氏の併記の記載の変更を含まない、住所・本籍地の変更および貸金業者の変更の申請ができます。※本籍は必ず戸籍の記載通りに入力してください。

申請に係る添付書類は不要です。

- ①「マイページ」から申請します。

インターネット上で行う各種操作については、協会ホームページの「貸金業務取扱主任者 試験・講習・登録の主任者登録」に掲載していますので、ご確認ください。

- ②貸金業務取扱主任者登録簿に変更がなされると、申請者に対し、変更事項が記載された「登録変更通知」メールをマイページ登録のメールアドレスへ送信いたします。申請時にメールでの通知受取りを希望されなかった方には当該通知を、主任者の登録している住所宛（居所を登録している方は居所宛）に郵送で発送いたします。

主任者登録の申請後（更新申請を含む）から主任者登録の完了前までの登録変更の申請（マイページからの申請を含む）は受付できません。主任者登録完了後、「主任者登録変更の申請」を行ってください。

4 主任者登録抹消の申請

(1) 主任者登録抹消の申請の概要

主任者は、「登録抹消申請書」を申請することで、登録の抹消を行うことができます。

抹消後、再度主任者登録を行うときは、再度新たに主任者登録の申請の手続きを行う必要があります。

(2) 申請の種類

主任者登録抹消の申請方法は、郵送申請になります。

(3) 郵送申請

- ①申請書類の準備：登録抹消申請書（綴込書式）に必要な事項を記入のうえ、署名ください。

（氏名は必ず自署してください。次頁記入例を参照）

申請に必要な添付書類をご準備ください。

申請者	申請書類	添付書類
主任者本人	貸金業務取扱主任者登録抹消申請書（綴込書式）	運転免許証（または運転経歴証明書）・マイナンバーカード（表面のみ）・在留カード・特別永住者証明書・パスポートの公的書類の写し